

射水ブランドロゴマークの使用に関する要綱

富山県 射水市

射水ブランドロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民、企業、各種団体等（以下「市民等」という。）が射水ブランドロゴマーク（以下「ブランドロゴマーク」という。）を使用する場合の手続について必要な事項を定め、もってブランドロゴマークの幅広い周知及び各分野における活用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ブランドロゴマーク」とは、射水ブランドの様々な取組を広くアピールするため、平成20年3月に射水市（以下「市」という。）が制定した射水ブランドロゴマークをいう。

2 ブランドロゴマークに関する権限は、市に帰属する。

(使用対象者)

第3条 ブランドロゴマークは、第1条の目的に賛同し、この要綱に規定する手続を行うすべての市民等が使用することができる。

(使用料)

第4条 ブランドロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用方法)

第5条 ブランドロゴマークの使用方法は次のとおりとする。

- (1) ポスター又はチラシなどの印刷物
- (2) 記念品
- (3) 商品
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(使用申請)

第6条 ブランドロゴマークを使用しようとするものは、事前に射水ブランドロゴマーク使用申請書（様式第1号）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、市が主催する事業については承認申請なくブランドロゴマークを使用することができる。

(使用承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害すると認められるとき。
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保、証明するものとして利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (6) ブランドロゴマークを使用し、意匠権、商標権等の知的財産権を取得しようとすると。
- (7) ブランドロゴマークを使用し、独占的に商品等の販売するおそれがあるとき。
- (8) ブランドロゴマークマニュアル（デザインマニュアル）に反すると認められるとき。
- (9) その他承認することを市長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定により使用を承認するものについては、射水ブランドロゴマーク使用承認書（様

式第2号)を交付する。

(使用上の遵守事項)

第8条 前条の規定により使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ブランドロゴマークを使用する際は、射水ブランドロゴマークマニュアルに従って正しく使用すること。
- (2) ブランドロゴマークの一部のみを使用し、又は変形したり他の図形や文字と重ねたりして使用しないこと。
- (3) 承認された内容以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が、承認された内容を変更して使用しようとするときは、あらかじめ射水ブランドロゴマーク追加・変更使用申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは射水ブランドロゴマーク追加・変更使用承認書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用取消等)

第10条 市長は、ブランドロゴマークの使用がこの要綱及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、使用者にブランドロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(無断使用への対応)

第11条 市長は、第6条の承認を受けないでブランドロゴマークが使用された場合においては、その無断使用者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置を講ずるものとする。

(使用に起因する問題)

第12条 ブランドロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとし、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ブランドロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は平成20年3月31日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

射水市長

(申請者)

住 所

名 称

代 表 者

電話番号

印

射水ブランドロゴマーク使用申請書

射水ブランドロゴマークを使用したいので下記のとおり申請します。

1. 使用目的	1 ポスター・チラシ 2 1以外の広報・印刷物(無償配布 有償配布) 3 記念品 4 商品 5 その他()	
2. 使用期間	年 月 日()から 年 月 日()まで	
3. 使用方法	※ 事業名称や形態、配布対象など、ブランドロゴマークを使用するものをどう使うのかがわかるように記入してください。(資料添付でも可)	
4. 商品へのブランドロゴマークの使用案 ※		
5. 連絡責任者	氏名	電話番号 ()
	役職名	FAX 番号 ()
	E-mail:	
6. 備考欄		

添付資料 (あり なし)

※ブランドロゴマークの使用案があれば添付してください。

様式第2号(第7条関係)

年　月　日

射水市長

射水ブランドロゴマーク使用承認書

年　月　日に申請のあった射水ブランドロゴマークの使用について、次のとおり承認します。

●使用者 _____

●承認番号 第　　号

●使用承認期間 年　月　日から 年　月　日まで

●使用内容 _____

◎使用条件

- 1 使用に当たっては、申請書の内容に従って使用するとともに、射水ブランドロゴマークの使用に関する要綱及び射水ブランドロゴマークマニュアルを遵守してください。
- 2 物品、各種印刷物等にブランドロゴマークを使用する際にかかる費用は、使用者が負担してください。
- 3 ブランドロゴマークを使用した印刷物等を3部、産業経済部観光・ブランド課ブランド・交流推進班に提出してください。
- 4 使用条件に違反してブランドロゴマークを使用した場合又は射水ブランドロゴマーク使用承認申請の内容に虚偽があった場合は、使用条件を変更し、使用承認を取り消し、又は使用物件の回収を求めることがあります。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

射水市長

(申請者)

住 所

名 称

代 表 者

電 話 番 号

印

()

射水ブランドロゴマーク(追加・変更)使用申請書

承認番号 号で承認を受けた射水ブランドロゴマークの使用について、次のとおり内容を
(追加・変更)したいので、下記のとおり申請します。

事 項	追加・変更前	追加・変更後
1 使用目的		
2 使用期間		
3 使用方法		
4 商品へのブランドロゴマークの使用案 ※		
5 連絡責任者		
6 備考欄		

※ 追加又は変更となる事項のみを記入してください。

※ 使用形態等が変更となる場合は、ブランドロゴマークの使用案を添付してください。

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

射水市長

射水ブランドロゴマーク(追加・変更)使用承認書

年 月 日に(追加・変更)申請のあった射水ブランドロゴマークの使用について、次のとおり承認します。

●使用者 _____

●承認番号 第 号

●使用承認期間 年 月 日から 年 月 日まで

●使用内容 _____

◎使用条件

- 1 使用に当たっては、申請書の内容に従って使用するとともに、射水ブランドロゴマークの使用に関する要綱及び射水ブランドロゴマークマニュアルを遵守してください。
- 2 物品、各種印刷物等にブランドロゴマークを使用する際にかかる費用は、使用者が負担してください。
- 3 ブランドロゴマークを使用した印刷物等を3部、産業経済部観光・ブランド課ブランド・交流推進班に提出してください。
- 4 使用条件に違反してブランドロゴマークを使用した場合又は射水ブランドロゴマーク使用承認申請の内容に虚偽があった場合は、使用条件を変更し、使用承認を取り消し、又は使用物件の回収を求めることがあります。